

東京電力福島第一原発事故に伴う農業被害の早期かつ的確な補償について（要請）

平成23年4月26日
社団法人 日本農業法人協会

1. 補償とりまとめの体制と六次産業化の損害補償について

(1) 市町村、県によるJA組合員以外への的確な対応

JA組合員以外の被害について、茨城県、群馬県、栃木県ではJAと行政が連携してとりまとめ、JA系統が中心となった県協議会が集約する体制が構築されていると承知しています。今後は、県行政と市町村行政も含めた相談・受付窓口が早期に、かつ着実に整備されることで、JA組合員以外の農業法人も含むすべての農業者が適切に補償を受けられるようご指導をお願いします。

(2) 六次産業化に対応した被害の立証について

農業法人のなかには、自ら加工して販売するなど、多様な流通・販路を開拓している事例が数多く存在します。こうした場合JA出荷に比べて、公的第三者が一括して証明する枠組みが存在しません。さらには、大きな労力とコストをかけて有機JAS等の認証を得るなど高付加価値化を実現しており市場等の平均単価をもとに補償額を算出すると十分な補償が得られない懸念もあります。しかしながら、農業法人は決算書や取引の記録が的確に保存されているという側面もありますのでこれを根拠として補償額を算出することも可能として頂きたい。

これまで政策の方向に則して法人化し、六次産業化にも先んじて取り組んできた農業者が、放射能被害によって被った損害は的確に救済する必要があります。このため、その損害額を行政が客観的に立証し、証明の手続きを指導するなど農業法人にも迅速かつ的確な補償がなされるようお願いしたい。

2. 避難指示等区域外での対応について

(1) 出荷自粛、風評被害への対応について

原子力損害賠償紛争審査会では現在、補償の第一次指針が策定されつつありますが、早期の救済に向けて、国による出荷制限だけでなく自治体による自粛要請や生産者の出荷自粛も含め、一次指針の段階から補償対象としていただきたい。

(2) 農業経営の維持、存続について

風評被害によって、昨年収穫した放射能の影響を全く受けていない米が、福島県産、茨城県産というだけで売れないという事態も生じ、資金繰りに支障を来す経営が現れている。こうしたなかで、補償金を早期に仮払いする必要がある。また、原発放射能による風評被害を受けていることが明らかな場合は、避難地域外であっても罹災証明を出すなど、柔軟な対応を早急にご検討いただきたい。

以上

平成23年4月7日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

社団法人日本農業法人協会
会長 松岡義博



東日本大震災からの復興に向けた政策提言について

東日本大震災の発生及びそれに伴う原子力発電所の事故により、直接的被害及び間接的(風評)被害が広範囲にわたり発生しております。被害の大きさと種類を勘案すると、復興に向けてこれまで経験したことのない大きな困難が予想されます。

当協会は会員からの情報収集や意見集約を進め、関係機関や関係者と協力しながら、産業復興を実現させるため、全力をあげた取り組みを始めております。

つきましては、現時点で集約した会員の意見に基づき緊急の課題について提言をさせていただきます。

記

1 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能対策について

- (1) 今回の放射能汚染は避難指示・勧告地域にとどまらず、広範囲にわたる拡散が認められ、その影響は長期間に及ぶと想定される。今般の状況を、現行法で迅速に処理するには限界があることは明らかである。よって、風評被害を含めた広範な補償対応と早期の農業・産業復興を可能とする特別法を至急制定すること。
- (2) 放射性物質のモニタリングや情報発信及び照会対応など、放射能に関するすべての事項について対応可能な新たな機関を災害現地に設置し、専門家を常駐させること。現地に新機関が設置されるまでの間は、公的検査機関によるきめ細かな検査対応や測定機器類の貸出等を行うこと。また、大学や研究機関などから、不足している測定技術者や測定機器を補うこと。
- (3) 市町村又は地区ごとに測定機器を設置し、常時モニタリングを行う体制を整えるとともに、農業者のニーズに応じて迅速に現地の検査を行える職員を配置すること。
- (4) モニタリングの対象は、現在行っている定時降下物や上水について継続するとともに、土壌及び家畜の飲み水等の農業経営環境や農産物、食品にも拡大すること。加えて測定結果を国民及び諸外国に分かり易く迅速に公開すること。
- (5) 農産物や食品の安全性を担保するため、早急に安全性を証明する制度や体制を整備し、基準に基づく証明書を発行すること。
- (6) 農産物の被害は、避難指示・勧告を受けた圏内、出荷停止・出荷制限を受けた生

産物と地域にとどまらず、特定の県全域において作物全般が取引きされないという深刻な状況に陥っている。これらは全て原子力発電所の事故による被害であることを認定すること。また、補償は出荷停止等の放射能汚染の直接的な被害にとどまらず、間接的な風評を含む全ての被害を対象とし、補償の範囲を具体的に明示すること。政府は、東京電力の責任追及にとどまらず、被害者を迅速に救済すること。

- (7) 福島県及び北関東等において、農業経営の存続が不可能となった地域については、国が農地を買い上げ、立ち退きと同等の補償を行うなど万全の対応を図ること。また、遠隔地に移住し事業を再開する場合の支援についても万全を期すこと。
- (8) 補償の窓口については、農業者全員がJA系統組合員とは限らないことから、JA系統のみならず、地方公共団体や任意団体等も含めること。

2 短期及び中長期の資金対応

- (1) 民間金融機関による運転資金が円滑に実行されるため、政府保証の付与や地方公共団体による利子助成を検討すること。
- (2) 地方公共団体等による中長期的な復興を視野に入れて、農地や農道等の基盤整備や経営再開に向けた予算措置及び金融支援策についても弾力的に運用すること。

3 国民に対する食料の安定供給について

- (1) 津波の被害により、宮城県を始めとした水田約2万haで被害が生じているとともに、北関東においては灌排水及び暗渠設備等にも大きな被害が発生してことから、本年度の水田作付面積は相当な減少が見込まれる。このため、米等の生産目標数量の割当について、県内はもとより、県域を越えた経営体間の調整も可能とするなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。
- (2) 津波の被災地は、塩害を受けているとともに、膨大な量の瓦礫が山積みとなっている。これらは事業再開に大きな障壁となるため、土壌改良や瓦礫の処分にかかる費用を全額国庫にて負担すること。
- (3) 電力の使用制限により、現在機械化が進んだ豚舎や鶏舎、ミルクングパーラー等の稼働率が相当程度低下することから、鶏等家畜の死亡や稼働時間の減少による売上減少が見込まれる。これらの損害も補償の対象に含めること。

4 震災地域の農業復興について

被災地における農業復興計画を早期にかつ具体的に策定し、実現すること。また、復興予算の確保にあたっては、食料安定供給に資する力強い農業づくりに留意すること。

5 日本農業の体質強化について

このような国難を乗り越えるには、国内農業の抜本的な改革を実行するべきである。我々は安全な食料の安定供給と環境や地域社会を守る諸対策を確立するため、力強い農業経営を実践します。

なお、諸外国が日本産農産物の輸入を停止している現状を踏まえ、日本政府は諸外国に対して、日本産農産物及び食品の安全性を正確に情報発信すること。

以上